

神奈川県内の図書館における 館種を超えた連携

-神奈川県内大学図書館相互協力協議会の発足から 神奈川県図書館協会への統合まで-

慶應義塾大学非常勤講師
長谷川 豊祐
はせがわ・とよひろ

図書館協力は、図書館の設置主体による種類を問わず定着している。図書館協力は、個々の図書館が協力して、蔵書や書誌情報などの図書館資源を相互に提供する、基盤的な仕組みである。近年では、図書館を超えた設置主体の連携も盛んである。図書館を取り巻く環境変動のもとで、図書館運営や図書館協力の再構築が必要になっている。

本稿では、神奈川県内大学図書館相互協力協議会の発足から、神奈川県図書館協会への統合までの全体像を、発足時の議事録などによって概観し、図書館協力の実態を示した。更に、「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NET)」、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」、神奈川県の「大学発・政策提案制度」を取り上げ、図書館協力の展開図と、図書館の三層構造を示した。図書館協力の全体構造を把握し、図書館運営における図書館協力の可能性を考える材料を提示した。

[はじめに](#)

[1. 図書館協力](#)

[2. 神奈川県内大学図書館相互協力協議会の発足](#)

[2.1. 神奈川県内の図書館関連の組織](#)

[2.2. 横浜 5 大学連合学会](#)

[2.3. 横浜 5 大学図書館長会議](#)

[2.4. 神奈川県内大学図書館相互協力準備委員会](#)

[2.5. 神奈川県内大学図書館相互協力協議会](#)

[2.6. 神図協加盟大学図書館相互利用規約](#)

[2.7. 総合目録と相互利用マニュアル](#)

[3. 神奈川県図書館協会への統合](#)

[3.1. 神奈川県図書館協会](#)

[3.2. 神図協・大学図書館協力委員会](#)

[4. 館種や図書館を超えた連携の事例](#)

[4.1. 横浜市内大学間学術・教育交流協議会](#)

[4.2. 大学発・政策提案制度](#)

[4.3. 神奈川県図書館情報ネットワーク・システム\(KL-NET\)](#)

[5. 図書館協力の再構築](#)

[5.1. 図書館協力の展開](#)

[5.2. 図書館運営の三層構造から](#)

はじめに

図書館運営における図書館協力は、公立図書館、学校図書館、大学図書館、専門図書館など、図書館の設置主体による種類を問わず定着している。利用者が必要とする資料を自館で所蔵していない場合、他館の蔵書から借り受けるなどして提供し、図書館では欠かさないサービスとなっている。図書館協力は、図書館間相互協力や図書館システムなどとも称され、個々の図書館が協力して、蔵書や書誌情報などの図書館資源を相互に提供する、基盤的な仕組みである。

近年では、図書館を超えて、自治体や大学という図書館の設置主体による連携も盛んになっている。図書館を取り巻く環境変動のもとで、図書館運営を再構築するためにも、図書館間の相互協力を再検討し¹⁻²⁾、図書館の枠組みを超えた連携も必要になっている。

以前に、大学図書館の地域連携を調査したが³⁾、本稿では、改めて、従来の図書館協力やその制度を捉え直す。事例として、神奈川県内大学図書館相互協力協議会(以下、県内大学図書館協議会)の発足から、公立、大学、専門図書館の連合団体である神奈川県図書館協会(以下、神図協)への統合と、制度の簡略化までを概観する。県内大学図書館協議会とその準備会議の議事録によって、発足から統合までの全体像を見渡すことで、県域全体での図書館協力の一端を、大学図書館を事例として解明する。

また、神奈川県立図書館による県内の市町村立図書館へのサービスである「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NE T)」と、図書館の設置主体が主導する連携の

例として、「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」と、「大学発・政策提案制度」など、設置主体を超えた神奈川県内の3つの事例を取り上げる。それによって、蔵書や人的資源の活用による、図書館を超えた連携の方向について考えるきっかけとしたい。

1. 図書館協力

図書館協力に関わる用語と、その内容について簡単に整理する。図書館協力を、「図書館情報学用語辞典(第4版)」では、次のように解説している⁴⁾。

設置者を異にする2館以上の図書館が、それぞれの図書館の機能を高め、利用者へのサービスを向上させるために図書館業務について行う公的な協力活動。これには、1館単独ではなしえない膨大な規模の資料や情報にアクセスできる、図書館運営が効率化される、という二つの意義がある。ただし、協力活動の推進においては、参加館の自主性と自律性がまず尊重され、かつ、各図書館の実状に見合ったものでなければならない。具体的な活動内容としては、相互貸借、相互利用、複写サービス、分担目録作業、レファレンスサービスの協力、分担収集、分担保存などが一般的であるが、さらに職員の研修や人事交流なども含まれる。

必要とする資料を自館で所蔵していない場合の図書館協力は、解説にもあるように、主に3つある。相互貸借は、他館の依頼に応じ

て自館の蔵書から資料を貸し出すサービスである。文献複写は、雑誌の論文や、図書の一部を、資料を所蔵する図書館が複写して依頼館に郵送する。コピー代や郵送費など、実費を利用者が負担する有料サービスである。相互利用は、所蔵館宛の資料利用の紹介状を発行し、利用者本人が直接その資料を所蔵する図書館におもむいて、閲覧や複写によって、必要な資料を館内で利用するサービスである。

公立図書館では、近隣自治体の図書館との協定や、近隣自治体の住民をも利用対象に含めることで、在住・在勤・在学以外の外部の利用者に館外貸出を認める例もある。大学図書館では、図書館間で協定を結んで、利用手続きを簡略化して共通閲覧書証や身分証明書の提示により相互利用できる例が多い。

図書館法(図書館奉仕)第3条では、「**四** 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」と、「**九** 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること」と、広範囲な図書館協力が規定されている。

『日本の図書館 2017』(日本図書館協会)の統計では、公立図書館と大学図書館は、図書館協力などの実態が大きく異なる(表1)。

蔵書の年間受入図書数と、雑誌の種類数からみると、公立図書館は図書に重点があり、大学図書館では雑誌に重点がある。

資料費のうち、図書費と雑誌費からみても同様の傾向がある。一方で、図書の一冊の単価で、大学図書館は公立図書館の3倍以上

(表1 公立図書館と大学図書館の特徴)

館種	公立図書館 大学図書館		
	図書館数	1,424	
蔵書	蔵書数(千冊)	440,995	323,595
	年間受入図書数(千冊)	16,348	4,617
	うち購入(千冊)	13,501	3,434
	新聞(千種)	37	
	雑誌(千種)	372	853
資料費	資料費(万円)	2,827,477	6,504,068
	うち図書費(万円)	2,131,804	1,692,515
	一冊単価	1,579	4,929
	うち雑誌・新聞費(万円)	375,354	1,385,917
	うち視聴覚(万円)	108,358	
図書館協力	うち電子Journal(万円)		2,839,166
	図書館相互協力(貸出)	2,379,360	
	図書貸借貸出冊数		113,783
	図書館相互協力(借受)	2,007,608	
	文献複写提供件数		596,633

『日本の図書館 2017』

※公共図書館から私立図書館を除いた公立図書館の数字

訂正:公立図書館数「3,260」を「3,273」に修正

大学図書館の雑誌数「722」を「853」に修正

で、専門書や洋書が多く購入されていることがうかがえる。また、大学図書館の資料費では、特に電子ジャーナルが突出している。

図書館協力の件数をみると、公立図書館は図書の現物貸借が多く、大学図書館は雑誌の文献複写が多い点に大きな相違がある。

これらの相違を協力の障害とみるのではなく、双方の特徴を活かした図書館協力を目指すことが可能と解釈すべきだろう。

2. 神奈川県内大学図書館相互協力協議会の発足

2.1. 神奈川県内の図書館関連の組織

神奈川県内の館種横断的な図書館関連の組織には、前出の神図協(1928年～)、神奈川県図書館学会(1955年～2006年)、神奈川県資料室研究会(神資研)(1961年～、1963年に京浜地区資料室運営研究会を改称)がある。神図協には、神奈川県内の公共、大学、専門の各種の図書館が加盟し、調査研究や広報活動、図書館員の研修など、図書館の発展と利

ユーザーサービス向上のため、多彩な活動を展開している。

県内大学図書館協議会は、1979年12月の横浜5大学連合学会による各々の大学図書館長宛の要望書を契機に、1980年6月に5大学の図書館で活動がはじまり、1982年5月に正式に発足した。県内大学図書館協議会の加盟館は大学に限定され、相互協力が会の主目的である。神図協の加盟館は、館種の範囲が公立図書館も含んで広い。従って、県内大学図書館協議会は、そうした背景があるせいか、神図協には大学図書館運営委員会(1971年発足)があるものの、神図協とは別に組織された。

2.2. 横浜5大学連合学会

県内大学図書館協議会発足のきっかけは、横浜5大学連合学会による、各大学図書館長宛の「神奈川県における大学図書館間の相互

利用体制の整備について(要望)」(昭和54年12月1日 横浜5大学連合学会)(図1)である。

内容は、社会科学の振興に寄与するため、5大学相互間における関係図書相互利用を可能にする大学図書館間相互利用体制の整備である。5大学は、横浜市立大学、横浜商科大学、神奈川大学、関東学院大学、横浜国立大学である。要望書では、文部省学術審議会「今後における学術情報システムの在り方について」(1979年6月中間報告)による、大学図書館間の相互利用体制の整備を促進する方向を述べ、相互利用体制の速やかな整備を切望すると結んでいる。

1980年代は、大学図書館界では、相互協力が大きく取り上げられている。1980年9月には、第1回大学図書館研究集会「学術情報の流通とレファレンス・サービス」が、日本図書館協会大学図書館部会の主催、国公私

各大学図書館長殿

神奈川県における大学図書館間の相互利用体制について(要望)

昭和54年12月1日
横浜五大学連合学会総会

今日、国内外における政治・経済の急速な変動と複雑・多様化する社会状況の中にあつて、社会現象の根本法則の探求を目指す社会科学の分野における学術研究成果に寄せられる期待はますます増大しております。

(中略)

もとより、大学において学術研究のために収集された図書資料は、図書館を通じて当該大学所属者のみならず、すべての研究者に対して利用提供されることが望ましいと考えますが、現状においては、各大学の管理運営上の制約もあり、円滑に利用できる方途はいまだ整備されるに至っておりません。

しかるに、全国レベルにおいては、本年、6月、文部省学術審議会が「今後における学術情報システムの在り方について」という中間報告を発表し、これを契機として文部省が各大学図書館間の相互利用体制の整備を促進する方向にあります。

以上の状況にかんがみ、本学会は、地域における研究活動を基盤として我が国社会科学の振興に寄与する観点から、少なくとも五大学相互間においては、関係図書資料の円滑な相互利用を可能とする各大学図書館間の相互利用体制を速やかに整備されることを切望いたします。

(図1 要望書)

立大学図書館協力委員会の後援で、横浜市開港記念会館を会場として開催された。開催案内にあるように、大学図書館における相互協力活動推進が求められ、神奈川県内の大学図書館における相互協力の推進力ともなっている。

2.3. 横浜 5 大学図書館長会議

横浜 5 大学連合学会による要望に応えるため、5 大学図書館長会議が開催され、1980 年 6 月には、5 大学図書館間の館内閲覧と文献複写が、自館と同様に利用できる制度の実施が決定された。以下のように、当時の会議での設立に至る議論の内容が報告されている⁵⁾。

当初は前提条件の未整備の現状では時期尚早との意見が多く消極的な雰囲気を感じさせたが、検討を重ねる内に、前提条件の整備を待つのではなく、むしろ逆に相互協力の実施という過程の中で必要な条件創りをしていくという積極的な姿勢の必要性が確認されて、具体的には、県内の大学図書館に相互協力組織確立のための協議会組織確立のための協議会設立が決議された。

2.4. 神奈川県内大学図書館相互協力準備委員会

会議開催と議事の概要を(表 2)(次頁)に示す。アンダーライン部分は、相互利用への否定的な意見である。図書館協力の実施に関わるこうした内向きの意見は、今も昔も変わらずに根強く存在していると考えられる。

準備委員会は 1981 年 5 月 18 日から 1982 年 2 月 8 日まで 4 回開催された。第 1 回議事録では、以下の意見が出されている。

- ・今までの相互協力の動きは図書館側からの働きかけによるものがほとんどで、横浜 5 大学図書館間相互利用制度は利用者からの要請に基づくもので、質的に大きな相違がある。
- ・相互協力が活発化する前提条件が整っていない。
- ・「神奈川県図書館逐次刊行物総合目録」の改訂版の刊行も考えられる。(注：大学図書館は、図書よりも逐次刊行物の利用が主体で、所蔵タイトル数が数千の逐次刊行物の総合目録の編纂は可能であった。)

大学図書館では、図書館長は教員であることがほとんどである。相互協力の実施には、一般的な図書館利用者より、権限の大きい教員の要求であったことが大きく影響している。

第 2 回では、制度の複線化が考えられた。

- ・神図協に加盟していない大学図書館もあるので、この時点では制度の複線化が考えられた。

第 4 回では、県下への拡大については以下の意見が出された。大学図書館の中でも相互利用に関しては意見が分かっていたことがわかる。

(表 2 会議開催と議事の内容)

横浜 5 大学図書館長会議
<p>第 1 回(1980 年 3 月 7 日 横浜国立大学) 相互協力の範囲は閲覧と複写とする。目録作成や分担収集も検討されたが、将来の課題となった。</p> <p>第 2 回(1980 年 4 月 25 日 関東学院大学) 実務担当者会議で具体的実施方法を検討</p> <p>第 3 回(1980 年 6 月 13 日 横浜市立大学) 「神奈川県内(横浜 5)大学図書館相互利用実施要項」、「同実施細則」を 6 月 13 日付で制定・実施 [全国初の共通閲覧制。毎日新聞。1980. 7. 12 として報道される]。連絡会の設置。</p> <p>第 4 回(1980 年 7 月 18 日 神奈川大学)</p> <p>第 5 回(1980 年 9 月 30 日 横浜商科大学)</p> <p>第 6 回(1981 年 4 月 30 日 横浜国立大学) 制度整備で当初の目的達成。1984 年度[ママ]からの全国学術情報システム稼働予定と本制度の方向の検討必要。神図協の「大学図書館運営委員会」と「大学図書館研究運営委員会」が解消され、今後は「館員研修会運営委員会」「書誌委員会」で活動。県内大学への呼びかけるための準備委員会を結成。</p> <p>第 7 回(1982 年 2 月 8 日 関東学院大学) 第 4 回神奈川県内大学図書館相互協力準備委員会と兼行</p>
実務担当者会議
<p>第 1 回(1980 年 5 月 12 日 横浜国立大学)</p> <p>第 2 回(1980 年 6 月 3 日 横浜国立大学)</p>
横浜 5 大学図書館間相互利用連絡会
<p>第 1 回(1980 年 11 月 18 日 横浜国立大学) 横浜 5 大学連合学会の要望書への実施決定の回答(1980 年 12 月 15 日付)。</p> <p>第 2 回(1981 年 3 月 27 日 横浜国立大学) 1980 年度、5 大学の共通閲覧証発行枚数は 117 枚、共通閲覧証による利用状況は 28 件。</p>
神奈川県内大学図書館相互協力準備委員会
<p>第 1 回(1981 年 5 月 18 日 横浜市立大学) 12 館参加。「神奈川県図書館逐次刊行物総合目録」(神奈川県図書館協会逐次刊行物総合目録編集委員会編 神奈川県立図書館発行、1964 年版、1974 年改訂版)と、総合目録刊行の効果を高めるための「神奈川県図書館協会加盟大学図書館相互利用規約」(1973 年 4 月 1 日制定施行)(以下、大学図書館規約)がある。以下の意見が出された。<u>今までの相互協力の動きは図書館側からの働きかけによるものがほとんどで、横浜 5 大学図書館間相互利用制度は利用者からの要請に基づくもので、質的に大きな相違がある。相互協力が活発化する前提条件が整っていない。「神奈川県図書館逐次刊行物総合目録」の改訂版の刊行も考えられる。</u></p> <p>第 2 回(1981 年 11 月 16 日 関東学院大学) <u>神図協に加盟していない大学図書館もあるので、「大学図書館規約」は別に考えた方が良くとされ、この時点では、制度の複線化が考えられた。</u></p> <p>第 3 回(1981 年 12 月 14 日 関東学院大学)</p> <p>第 4 回(1982 年 2 月 8 日 関東学院大学)</p> <p>第 5 回横浜 5 大学図書館長会議と兼行、県下への拡大については以下の意見が出された。<u>私立大学は不特定多数を利用対象とはしていないので手続き上のけじめが必要、県下に拡大するほどの利用者からの要求はない、共通閲覧証方式で統一することなく今迄の紹介状方式が現状ではベター、など、大学図書館の中でも相互利用に関しては意見が分かれていた。</u></p>
神奈川県内大学図書館相互協力協議会
<p>第 1 回(1982 年 5 月 24 日 関東学院大学) 総会での会則承認により、神奈川県内大学図書館相互協力協議会の発足(以降、統合まで継続)</p>
神奈川県内大学図書館相互協力協議会連絡会
<p>第 1 回(1982 年 6 月 21 日 関東学院大学) (以降、統合まで継続)</p>

- ・私立大学は不特定多数を利用対象とはしていないので手続き上のけじめが必要
- ・県下に拡大するほどの利用者からの要求はない
- ・共通閲覧証方式で統一することなく今迄の紹介状方式が現状ではベター

以上の意見は、5大学が主導する会議において話し合われた結果、5大学から県内に拡大する方向にまとまった。

2.5. 神奈川県内大学図書館相互協力協議会

5大学ではじまった制度は、最終的には県内の他の大学図書館に広く呼びかけが行われた。県内大学図書館協議会の発足時は、1982年1月時点で県内に所在する46大学図書館のうち28大学が加盟館となった。

規約や様式は、国立大学図書館の先行例を参考に制定している⁶⁻⁷⁾。

現在は廃止されているが、共通閲覧証の様式は(図2)の通りであった。

No.					
神奈川県内大学図書館共通閲覧証					
ふりがな					
氏名					
所属					
身分	専攻				
発行館					
有効年度	年度	年度	年度	年度	年度

- [本証利用上の注意事項]
1. 入館時には本証を受入館に提出してください。
 2. 閲覧利用は受入館の規則に従ってください。
 3. 特定の資料を閲覧したい時は前もって発行館に連絡してください。
 4. 本証の記載事項に変更があった場合は届け出てください。
 5. 本証は年度毎に更新してください。
 6. 本証の氏名欄は必ず自筆で記入してください。本人以外の者は使用できません。
 7. 本証で利用できるのは、原則として、神奈川県内大学図書館相互協力協議会加盟館名簿に記載された図書館に限ります。詳しくは、カウンターでご確認ください。

(図2 神奈川県内大学図書館共通閲覧証)

国立大学図書館でも共通閲覧証による相互協力を1982年1月15日から実施したが、2000年6月には、共通閲覧証制度は、身分証明書、学生証の提示へと発展的に解消している⁸⁾。一方で、県内大学図書館協議会では、統合まで共通閲覧証を使っていた。

2.6. 神図協加盟大学図書館相互利用規約

それ以前の相互利用には、「神奈川県図書館協会加盟大学図書館相互利用規約」(1973年4月)もあったが、館種横断的には機能していなかった。県図協では、相互協力に当面公共図書館は参加せず、大学図書館のみにて実施することとなった。この規約では、神図協加盟大学図書館相互利用規約と運用上の申し合わせ事項を掲載している。公共図書館と大学図書館では、設置主体もサービス内容も異なり、実際に足並みをそろえることは難しかった⁹⁻¹⁰⁾。

「2. 図書館協力」で述べたように、公立図書館と大学図書館は、設置主体が異なることはもちろん、図書や雑誌への収集の力点の置き方の相違による蔵書構成に特徴がある。一般市民や研究者などの利用者構成の違いもあり、館種を超えた図書館協力の運用には、40年以上前から現在まで継続するハードルが存在しているのだろう。

2.7. 総合目録と相互利用マニュアル

相互貸借、文献複写、相互利用による図書館協力において、自館で所蔵のない資料にアクセスするには、資料の所蔵館が判明しなければならない。複数の図書館における図書や雑誌の所蔵を調べるツールである総合目録

は、図書館協力において、必須のツールである。

県内大学図書館協議会からは、「神奈川県内大学図書館統計資料総合目録(稿)」(1985)、「神奈川県内大学図書館相互利用マニュアル」(1987)、「神奈川県内大学図書館年鑑類総合目録(稿)」(1989)、「神奈川県大学図書館市民利用マニュアル」(1995)、「神奈川県大学図書館所蔵新聞目録」(1996)などの冊子体の総合目録や相互利用マニュアルが発行された。総合目録などの発行は、県内大学図書館協議会の主要な事業であり、加盟間の連携を密接にする効果もあった。

1990年代以降は、大学図書館では、総合目録のオンライン・データベースを形成するシステムである目録所在情報サービス(NACIS-CAT/ILL)¹¹⁾が、国立情報学研究所により提供されている。公立図書館では、県内の個々の図書館のOPACの横断検索が、各県の県立図書館により提供されている。両方も、インターネットに接続できる環境では、だれでも無料で利用できる。こうして、冊子体形式の総合目録の役割は終わった。また、事業としての総合目録の編纂もその役割を終えた。

3. 神奈川県図書館協会への統合

3.1. 神奈川県図書館協会

神図協に加盟している図書館の設置主体には、県市町村、国立大学、公立大学、私立大学、公益財団法人、社会福祉法人があり、設置主体に応じて、図書館の種類は、公立図書館、大学図書館、文学館、専門図書館、博物館、公文書館、議会図書室、資料館などがあ

る。神図協加盟図書館は、公共75館、大学42館、専門14館である¹²⁾。

3.2. 神図協・大学図書館協力委員会

神図協には、大学図書館に関する調査研究及び相互協力のための諸事業を担当する大学図書館協力委員会¹³⁾が設置されている。統合に際して、神図協の大学図書館委員会が、その名称を大学図書館協力委員会として、

「協力」を名称に加え、協力事業の継承を鮮明にした。改称前の大学図書館委員会と、県内大学図書館協議会には、両方の会の運営にあたる委員となっているメンバーがいた。そのメンバーの主導により、両方の会を運営する委員会の正式協議を経て、2つの会は統合した¹⁴⁾。

2つの会の統合に際しては、調査が必要な場面もあった。協議の結果、加盟を大学単位とする神図協に合わせる方向で調整した。

- ・会費の金額の差や、加盟を大学全体として中央館ひとつとするか、キャンパス毎とするか
- ・加盟単位を大学とした場合、神奈川県外に所在する本部やキャンパスの扱い
- ・2つの会で異なっていた協力手続きや書式の統一
- ・神図協に加盟していない館への加盟依頼
- ・県内大学図書館協議会に残る会費は県図協に繰り入れる
- ・神図協での相互協力の手続きの検討は、今後の課題とする

県内の大学から委員を出して、2つの会を運営するのは、委員が重なることもあり、業務上の負担は大きかった。統合による効果は2つある。

第1は、業務や経費の負担減である。県内大学図書館協議会の神図協への統合は、2つの組織運営における、相互協力に関わる事業の重複を解消し、組織運営の負担を軽量化した。会の統合で、会費が一つになり、経費の節減効果もある。

第2は、図書館協力のサービス向上である。県内大学図書館協議会の神図協への統合により、館種を超えた幅広い蔵書や教職員の知的資源の拡大も期待できるようになった。以下のように、発展的解消として評価されている¹⁵⁾。

相互利用開始から32年、設立準備期間を含め35年間活動して参りましたが、平成27年度から神奈川県図書館協会と統合し、発展的に解消することとなりました。4月からは、同協会内に大学図書館協力委員会が設置され、相互協力活動等が引き継がれます。本協議会は解消となりますが、今後は、同協会加盟の公共図書館、専門図書館との館種を超えた、幅広い相互協力活動の展開への可能性も高まり、一層の発展が期待されます。

4. 館種や図書館を超えた連携の事例

4.1. 横浜市内大学間学術・教育交流協議会

大学間の連携が実施されている例である。

「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」¹⁶⁾は、図書館設置主体の連携の例である。

この協議会は、横浜市内大学間単位互換委員会と横浜市内大学図書館コンソーシアム委員会の二つの委員会を設置して、単位互換と図書館コンソーシアムに関わる事業を行っている。

横浜市内大学間学術・教育交流協議会の運営と単位互換に関わる事業は、各大学の教務を担当する部署が対応し、図書館コンソーシアムに関わる事業は各大学の図書館が対応している。単位互換では、協定により各大学で定めた単位数以内の履修では授業料が無料で、受入側の大学に科目履修生として登録され、学生証が発行される。発行された学生証によって、館外貸出も可能となる。図書館では、独自に学外者への貸出カードの発行などの特別な業務は発生せず、通常の学生利用者と同様な扱いとなる。連絡先は科目履修生として図書館業務システムに登録され、未返却図書督促なども通常業務として行われる。

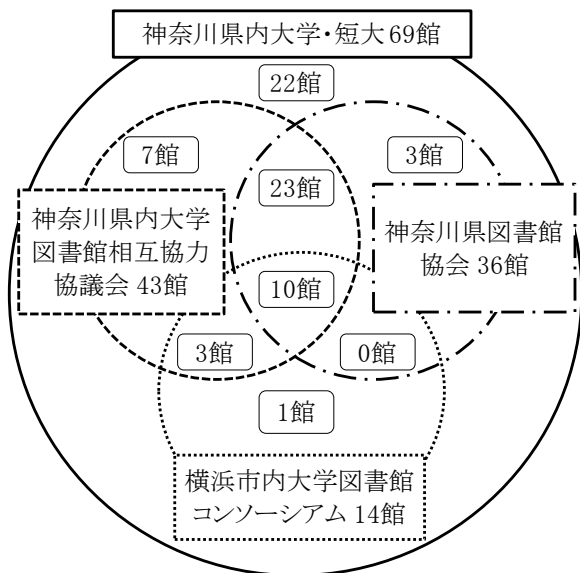
図書館コンソーシアムの手続きでは、所属大学の学生証の提示によって、コンソーシアム加盟校であることを確認し、来館による館内閲覧が可能となる。一般的な相互協力における紹介状をその都度発行する方式や、協議会における共通閲覧証による方式より簡便である。来館による閲覧に関して、利用者にとっても図書館にとっても優れた方式である。

大学図書館の設置主体である大学の連携や、神図協内の図書館同士の連携により、更なる軽量化も期待できる。

統合より以前の2013年の調査¹⁷⁾でも統合を検討した。その際の、3団体への県内大

学図書館の参加状況を(図3)に示す。3つとも参加している10館がある一方で、3つに参加していない22館がある。参加館が複雑に絡み合っている状況がわかる。

今後は、県内大学図書館協議会を統合した神奈川県図書館協会大学図書館協力委員会が主導し、横浜市内大学コンソーシアムとの一体化も検討課題とすべきである。両者の運営組織は異なるものの、事業の内実は図書館協力である。県内大学図書館協議会の発足に学ぶことも可能である。



(図3 神奈川県内大学図書館の3組織への参加状況)

4.2. 大学発・政策提案制度

連携は、大学と地方自治体の間でも実施される。

神奈川県内の68大学が蓄積している知的資源や専門人材と県の協働により、多様化・複雑化する県政の課題を解決することを目的として、「大学発・政策提案制度」¹⁸⁾が平成21年度からスタートしている。大学からの提案を募集し、公開コンペ方式の審査により選ばれた提案について、大学と県が協働で事業を実施する。神奈川県政策研究・大学連携

センター(政策局政策部総合政策課)が窓口となる、県の補助金事業である。

神奈川県「大学発・政策提案制度」によって「小学生が貴重書を“みる・さわる・つくる”」事業ははじめた。「小学生が日本と世界の古典籍類を実見・体感し、知性を刺激して感性を涵養するためのプログラムと教材の開発と実施の提案」は、横浜市の小学校、神奈川県立図書館、大学教員・大学院生との協働により、大学図書館を含めた4者の連携によって実現した事業である¹⁹⁻²⁰⁾。小学校では、校長、学年主任、学校司書、ボランティアと、4者の協力で事業が成り立った。大学図書館と大学教員との信頼関係と、大学図書館と県立図書館との相互協力関係が重要な基盤となった。

「大学発・政策提案制度」で、図書館が関係する事業は鶴見大学図書館と神奈川県立図書館による事業だけである。図書館の所蔵する貴重書は、学術研究におけるオリジナル資料であり、貴重書展示では美術品的な価値を持つ。大学図書館、大学の研究助成課、大学教員、県立図書館の連携による事業としても、蔵書としての貴重書のユニークな活用事例としても注目に値する²¹⁻²³⁾。

県立図書館と大学図書館の連携事業は、お互いの設置主体である県と大学を起点にして、従来の図書館協力の枠組みを超えている。新たな図書館協力の運営モデルとなる事業であった。

4.3. 神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NET)

神奈川県における図書館協力は、県立図書館によって、県内で館種を超える有用なサービスに発展している。

KL-NET は、県内の図書館等（市町村図書館のすべてと一部の大学図書館など）の蔵書の横断検索サービスを提供している。さらに、県内の図書館が、自館で所蔵していない資料を他館に借用依頼したり、逆に提供したりする相互貸借のシステムでもある²⁴⁻²⁵。

NACSIS-CAT/ILL の異館種統合県域版ともいえよう。県内を巡回する県立図書館の協力車や、宅急便を利用した物流システムによって、現物貸借における利用者の料金負担はない。県内の公立図書館への仕組みを、県内の大学図書館に拡大した仕組みといえる。神奈川県立図書館と図書館の相互貸借や図書館の相互利用などの連携を行っている大学図書館は8大学、KL-NET への参加大学図書館は7館ある²⁶。

KL-NET に参加している横浜国立大学では県内公共図書館への貸出 773 冊、借入 427 冊（2016 年度）と、県内の町村図書館の実績と遜色ない²⁷⁻²⁸。館外貸出可能なこともあるが、大学図書館の蔵書構成から、専門図書館の提供が多いと考えられる。大学図書館の利用者にも公立図書館の蔵書への要求は存在する。また、公共図書館の利用者にも専門書の需要が一定数存在することは明らかである。

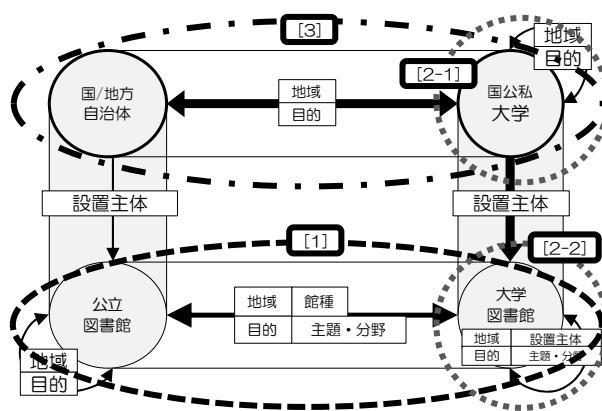
現在、県内の大学の多くは KL-NET には参加していない。しかし、30 年以上前の県内大学図書館協議会の発足の例もある。当時を振り返り、設置主体が異なるものの、公立図

書館と大学図書館の図書館協力の展開が期待される。

5. 図書館協力の再構築

5.1. 図書館協力の展開

大学図書館の地域連携の調査²⁹⁻³⁰に、神奈川県内のこれまで述べた事例を加味し、連携の組み合わせの修正図を(図 4)で示した。以下に、図書館協力の現状と今後の方向を、3つのエリアに分けて説明する。



(図 4 図書館協力の展開図)

(図 4)の点線のエリアで、[1]は異なる蔵書構成を持つ図書館の相互協力、[2]は所蔵資料の利用対象の拡大、[3]は貴重書の活用の転換である。

[1]公立図書館と大学図書館(図 4[1])：神図協は、KL-NET の検索・物流機能により、館種を超えた一層の資源共有の機能を果たすことができる。

[2]大学と大学(図 4[2])：横浜市内大学間学術・教育交流協議会は設置主体の協定(図 4[2-1])で、個々の大学図書館も自動的に連携し(図 4[2-2])、制度は円滑に機能する。図書館独自の相互協力との2重構造も、今後の大学と図書館の効率的な連携により解決可能であろう。

[3]自治体と大学(図 4[3]) : 大学発・政策提案制度は、県と大学の共同事業で補助金が獲得できる。[2]と同様に、公立図書館と大学図書館も自動的に連携する(図 4[1])。また、異なる設置主体との共同事業として大きな広がりを展開する。

自治体と大学の連携は、図書館の設置主体同士の直接連携であり、図書館単独での協力の終焉の序章といえる。更に、近年の国立国会図書館のサービス展開をみれば、国内最大の図書館による個人向け直接サービスである。

国立国会図書館の「遠隔複写サービス」³¹⁾は個人も対象として³²⁾、一般の個人利用者の雑誌論文などへの複写サービスの需要を顕在化させた³³⁾。「国立国会図書館デジタルコレクション」³⁴⁾も同様である。これらは、従来の図書館協力の枠組みを省いた個人への直接サービスである。物流と決済システムの刷新による、図書館協力の大きな転換といえる。

改めて(図 4)を見直せば、図で示した3つのエリアで共通するのは、当然ながら、「蔵書」や「ひと」である。図書館への資源配分が減速する状況である。図書館同士の資源共有の観点から、図書館協力を再構築し、「蔵書」や「ひと」を有効に活用すれば、図書館サービスの新たな展開を切り開くことができる。

5.2. 図書館運営の三層構造から

岡本等による「図書館の二階構造」³⁵⁾は、1階を「情報・知識へのアクセス」と、2階を「賑わい/まちづくり」としている。

二層構造を拡張し、1階と2階の土台として、図書館業務システム、図書館運営、図書館協力を加え、図書館の全体像を、「図書館の三層構造」として示した(図 5)。

(図 5 図書館の三層構造)

応用部分 (2階)	交流、出会い、ひろば、にぎわい
通常部分 (1階)	蔵書、施設・設備、ひと
基礎部分 (土台)	図書館業務システム、図書館運営、 図書館協力

基礎部分には、図書館業務システム(資料組織、貸出、OPACなど)、図書館運営(予算管理、施設管理、人的資源管理など)、図書館協力を配置して、通常部分(貸出、閲覧、レファレンスなど)を支えている。応用部分には地域活性化や課題解決なども含まれるが、単独で展開できるものではなく、基礎部分と通常部分によって支えられ、展開されている。

本稿で取り上げた図書館協力は、図書館に関わる関係者、関係団体・組織の広がりとともに、その仕組みが大きく変容しつつある。図書館が社会的に改めて認知されるために、図書館協力の全体構造を把握し、図書館全体で図書館協力の可能性を考えるきっかけになることを期待したい。

【参考文献】

- 1) 萩原富夫「神奈川県内における図書館相互協力の現状と展望」『大学図書館研究』46: 1995, pp. 13-19
<https://doi.org/10.20722/jcul.949>
- 2) 新出「公共図書館：図書館協力和ネットワーク、県立図書館を中心に」『図書館界』61(5): 2009, pp. 334-345
https://doi.org/10.20628/toshokankai.61.5_334
- 3) 菅原聡; 長谷川豊祐「神奈川県内の大学図書館における地域連携」『大学図書館研究』99: 2013, pp. 1-

- 13 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jcul/99/0/99_201/_pdf/-char/ja
- 4) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学会用語辞典、第4版』丸善、2013、pp.175
- 5) 森田容好「県内大学図書館相互協力制度確立の経緯について」『神奈川県内大学図書館相互協力協議会会報』1：1986、pp.1-2
- 6) 図書館相互協力調査研究班『国立大学図書館における図書館相互利用制度の整備』第27回国立大学図書館協議会総会、昭和55年6月、15p
- 7) 「国立大学図書館間相互利用実施要領、同 実施細則」『静修』18(2)：1982、pp.1 <https://repository.kulib.kyoto-u.ac.jp/dspace/bitstream/2433/36894/1/s180201.pdf>
- 8) 「国立大学図書館協議会関係年表」(p.21,27),「国立大学図書館協議会の歩み」(p.11). 第50回総会記念誌(資料集) <http://www.janul.jp/j/publications/50kinen/> 共通閲覧証及びその申し込みについての申し合せ事項を常務理事会・理事会で承認。1982年1月15日から国立大学図書館間相互利用実施。2000年6月28日～29日第47回国立大学図書館協議会総会にて共通閲覧証の廃止を決定。
- 9) 松川昇太郎「大学図書館の相互協力について」『神奈川県図書館協会報』84：1972、pp.1-2
- 10) 木村一仁「神奈川県内における大学図書館相互協力組織化の経緯」『神奈川県図書館協会報』84：1972、pp.2-3
- 11) 目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)について <https://www.nii.ac.jp/CAT-ILL/about/>
- 12) 統計「神奈川の図書館」神奈川県図書館協会加盟図書館分布図 神奈川県図書館協会のWebサイトに掲載 <http://www.kanagawa-la.jp>
- 13) 大学図書館協力委員会の概要と加盟館 神奈川県図書館協会のサイトに掲載 <http://www.kanagawa-la.jp/>
- 14) 「神奈川県図書館協会との統合による発展的解消について」『神奈川県内大学図書館相互協力協議会会報』53：2015、pp.1 神奈川県図書館協会のWebサイト <http://www.kanagawa-la.jp/> 「大学図書館協力委員会から」に掲載
- 15) 小林利幸「神奈川県図書館協会の活動と館種を超えた連携について」『神奈川県内大学図書館相互協力協議会会報』53：2015、pp.1-3 神奈川県図書館協会のWebサイト <http://www.kanagawa-la.jp/> 「大学図書館協力委員会から」に掲載 都道府県協会に大学が加盟している都道府県は、神奈川県も含め15都県であることは、神協協の特色の一つでもある。
- 16) 横浜市内大学間学術・教育交流協議会 <http://www.2.kokugakuin.ac.jp/ygakukyo/index.html>
- 17) 3)に同じ。
- 18) 大学発・政策提案制度これまでの採択提案 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5902/p717861.html>
- 19) 写真で見る!「黒岩日記」2013年8月19日平成25年度大学発・政策提案制度公開コンペ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/chiji/p687197.html>
- 20) 『鶴見大学・神奈川県立図書館、大学発・政策提案「小学生向け和洋古典籍実見・体感プログラム開発事業」中間報告書』鶴見大学・神奈川県立図書館、2015年10月1日 <http://ccs.tsurumi-u.ac.jp/seminar/pdf/info/20151028.pdf>
- 21) 「昔の本にさわってみよう!」小学生体験授業 2014年8月26日、奈川県の図書館 司書の出番! <http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/recommend/?p=2051>
- 22) 「昔の本にさわってみよう!」2014年7月25日(金)、鶴見大学図書館 Blog <http://blog.tsurumi-u.ac.jp/library/2014/07/post-02aa.html>
- 23) 「古い本にさわってみよう!」戸部小学校の巻 コア(2014年7月4日)に掲載 <http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/koa/category/special/>
- 24) 森あかね; 森谷芳浩「図書館ネットワークを支えるKL-NETの変遷—第5次システムまでの歩み—」『神奈川県立図書館紀要』12：2016、pp.20-45 https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/information/pdf/kiyou012/kiyou012_02.pdf
- 1977年10月：協力車の巡回が試行開始
- 1980年4月：本格稼働、『協力車だより』発行開始。創刊号の「本の照会」コーナーは「WANTED」に発展。「WANTED」は、利用者からリクエストを受けた図書館が自館未所蔵で購入不可、県立両館にも所蔵がない場合に本の探索を呼びかけるもので、他館の所蔵データを容易に検索することができなかった当時において、「目録・所在情報」提供に替わる機能を果たしていた。その後、電子掲示板方式、インターネット版 WANTED に発展。
- 2005年4月：横断検索・相互貸借管理システム稼働。事実上の分散型県域総合目録。横断検索には、データを取得する方法によって3種類あり、①個別解析型(スクレイピング) ②WebAPI(Web Application Programming Interface) ③大学図書館の事例で多いZ39.50がある。①で対応。
- 25) 県民公開講座「図書館ネットワークの舞台裏」を開催しました「司書の出番」2015年8月27日 <http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/recommend/?p=3422> KL-NETが図示されている。
- 26) 県立の図書館と大学図書館の連携について http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/common/univ_colla.htm KL-NET参加館リンク http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/common/univ_colla.htm
- 27) [横浜国立]大学概要2017 http://www.ynu.ac.jp/about/public/publish/general/pdf/ynu2017_31-32.pdf
- 28) 図書館協力貸出状況(事業統計 p.11) 平成29年度神奈川県立図書館事業要覧に掲載 <https://www.klnet.pref.kanagawa.jp/yokohama/performance/h29nenpou.htm> 横浜国立大学への提供が438冊、桐蔭横浜大学へは311冊と町立図書館並みに多い。
- 29) 3)に同じ。
- 30) 長谷川豊祐「神奈川県内の大学図書館における地域連携：図書館の活力の源と相互作用」『神奈川県内大学図書館相互協力協議会会報』52：2014、pp.1-3 神奈川県図書館協会のWebサイト <http://www.kanagawa-la.jp/> 「大学図書館協力委員会から」に掲載
- 31) 遠隔複写サービス <http://www.ndl.go.jp/jp/copy/remote/index.html> 個人が国立国会図書館に利用

者登録して、図書館を経由することなくインターネットから直接依頼できる。郵送で文献複写を受け取り、料金は、複写物が届いた後に郵便振込やコンビニ支払を選択できる。

- 32) 国立国会図書館の利用者登録について <http://www.ndl.go.jp/jp/information/guide.html>
- 33) 主題情報部科学技術・経済課 関西館資料部文献提供課「インターネット時代の科学技術情報サービス—関西館開館後の遠隔複写をめぐる—」『国立国会図書館月報』518：2004, pp.9-15 http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1001797_po_geppo0405.pdf?contentNo=1 遠隔複写サービスは個人利用が、H13年度は全85,000件のうち20%、H15年度は全210,000件のうち60%と、急激に増加している。全件数の伸びのほぼ全てが個人利用で、大学・公共・専門図書館の伸びはごくわずか。
- 34) 国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/> 1968年までに受入れた図書などがデジタル化され、「インターネット公開」、「国立国会図書館内限定」、「図書館送信資料」の3種類の公開範囲を設けて提供されている。
- 35) 岡本真：森旭彦『未来の図書館はじめませんか？』青弓社，2014，pp.98-99

以下の論文において、神奈川県内大学図書館相互協力利用制度は、「この間のプロセスについては、すべて図書館側でシナリオを作って、一気呵成に制度化を図った」(p.65)と、図書館主導で制度化されたことが明らかにされている。

雨森弘行「図書館ネットワーク：その誕生と軌跡」『Journal of library and information science』24：2011, pp.63-73 <https://web.archive.org/web/20130328072940/>